

日向市ひまわり基金事業 市民活動助成

日向市ひまわり基金事業推進協議会(事務局:日向市地域コミュニティ課)



皆さんの市民活動を応援します！

- ✓ 申請は、事業開始の**2か月前**でOK
- ✓ およそ**2週間**で審査
- ✓ 対象経費の**4分の3**、**最大15万円**を助成
※審査の結果、助成金額が減額になることがあります。

【 問合せ先 】

日向市役所 地域コミュニティ課

〒883-8555

日向市本町10番5号

電話：0982-66-1005



日向市ホームページ

対象となる団体



5名以上で構成された日向市内に活動拠点を有する非営利活動団体が対象です。

(例) 市民活動団体 自治会 ボランティアグループ NPO法人 など

ただし、次のような団体の事業は**対象外**となります。

- ✓日向市から同様の助成、補助を受けている団体
- ✓営利活動、政治活動または宗教活動を目的としている団体
- ✓日向市暴力団排除条例(平成23年日向市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団または同条第3号に規定する暴力団関係者がいる団体

対象となる事業



- 市の魅力向上や活性化につながる事業
- 市民の交流やふれあいづくりを目的とした事業
- 人材育成につながる事業
- 公益性のある学習会、研修会、シンポジウムなどの事業
- 地域の困りごとに対し解決策となる事業
- 自然環境の保護や環境保全等を目的とした事業 など

事業の例

- * 空き家、空き店舗を改修してシェアスペースや集いの場づくり
- * 学生が気軽に立ち寄れる居場所づくり
- * 規格外野菜を販売するマルシェの開催
- * 地場産業や伝統芸能などを応援する取り組み
- * 市内の魅力を体感し、健康づくりや心身のリフレッシュとなるウォークイベントの開催
- * 子育て中のパパママが集えるイベントや場づくり
- * 市民活動に興味関心のある人を対象としたシンポジウムの開催
- * 市民が気軽に音楽にふれあうイベントの開催
- * 防災食の作り方や災害時に役立つ情報を学ぶ学習会の開催

上記は、あくまでも事業例です。

市民活動団体のみなさんが市民目線から課題やテーマを選び、「地域づくり」「人材育成」「魅力発信」となる事業を募集します!



対象経費



項目	対象となる経費	備考
報 償 費	・講師や出演者等への謝金 ・参加者への賞品、参加賞	・団体及びイベント主催関係者への謝金は対象外 ・総事業費の30%以内
旅 費	・講師等の交通費及び宿泊費 ・講師等との会議に要する交通費及び宿泊費	
消 耗 品 費	事務用品、材料、道具等の購入または資料の作成に要する費用	
食 糧 費	外部講師等へのお茶代	団体関係者や参加者への飲食費、懇親会経費は対象外
印刷製本費	チラシ、ポスター等	
燃 料 費	灯油、ガソリン等	団体関係者に支給するものは対象外
光 熱 水 費	電気、ガス、水道料等	団体関係者に支給するものは対象外
通 信 費	郵便料等	団体関係者に支給するものは対象外
広 告 費	新聞広告料等	
手 数 料	振込手数料等	
保 険 料	イベント開催時の保険料等	
使 用 料 借 料	会議やイベントで使用する施設使用料、物品の賃借料等	
委 託 料	専門的知識、技術を要する業務の委託費等	

申請の流れ



事業の公募	事業募集【事業実施の2か月前までに応募】
申請書の提出	地域コミュニティ課へ申請書等を提出
審 査	審査会(※)で助成の可否、助成額を決定【2週間程度】
結 果 通 知	申請団体へ審査結果を通知
事 業 実 施	<u>必要と認められた場合、概算払いを請求できます</u>
実 績 報 告	地域コミュニティ課へ実績報告書等を提出
助成額確定	実績報告書等を確認し、助成額を確定
助成金交付	請求書を提出、助成金の振込

●
年度内に全て完了できるよう、余裕をもって申請してください。

●
申請を検討している方は、地域コミュニティ課へご相談ください。

※審査は、市内に居住する非営利活動団体関係者を含む「日向市ひまわり基金事業推進協議会」が行います。



Q 申請した金額が交付されますか？

「日向市ひまわり基金事業推進協議会(※)」において審査の結果、助成額が減額になることがあります。また、最終的な交付額は事業終了後に実績を確認のうえ決定します。
(※)市内に所在する非営利活動団体関係者と職員で構成する協議会

Q 1つの団体が複数の事業を申請できますか？

1つの団体が申請できるのは、年度につき1回限りです。
また、1つの団体が同一事業を申請できるのは5回までとなります。

Q 参加費を徴収する事業でも対象になりますか？

対象となります。ただし、原則として公益性の高い事業となるよう、徴収した参加費などと助成金を合計した収入額が必要経費を上回る場合、その超過分は助成金から減額となります。

Q 市外で行う事業も対象になりますか？

原則として、市内で行う事業が対象となります。
特別な理由がある場合は、事前に相談してください。

Q 助成金はいつ振り込まれますか？

事業終了後に実績等を確認、助成額の確定を行ってからの振込となります。実績報告書等の提出後、振込まで約1か月かかります。

Q 印刷物(チラシ、ポスター)作成や広告を行う際の条件はありますか？

印刷物の作成や新聞広告等を行う際は、ひまわり基金事業を活用している一文を記載してください。
(例)「この事業は日向市のひまわり基金事業を活用しています。」

Q 領収書は必ず必要ですか？

領収書は必ず必要です。なお、領収書の宛名が記載されていない場合、対象経費と認められませんので、必ず記載のうえ保管してください。

Q いつまでに申請すればいいですか？

事業開始の2か月前までを目安に申請してください。ただし、実績報告書等の提出や助成金の振込が年度内に完了しないと見込まれる場合、申請を受け付けることができません。

Q 一年中受け付けていますか？

受け付けています。ただし、予算に限りがありますので、予算に達した場合は受付締め切りとなります。